

○岡山県警察職員健康管理規程

(平成12年4月14日警察訓令第17号)

改正 平成13年11月22日警察訓令第35号 平成14年3月19日警察訓令第5号
平成15年2月28日警察訓令第9号 平成16年1月23日警察訓令第2号
平成16年7月27日警察訓令第21号 平成17年1月11日警察訓令第2号
平成17年12月20日警察訓令第29号 平成18年3月17日警察訓令第7号
平成19年3月28日警察訓令第13号 平成20年3月14日警察訓令第9号
平成21年1月5日警察訓令第1号 平成21年3月18日警察訓令第7号
平成23年3月4日警察訓令第4号 平成27年11月26日警察訓令第8号
平成31年4月22日警察訓令第11号 令和3年11月30日警察訓令第28号
令和4年3月1日警察訓令第5号 令和4年3月28日警察訓令第20号
令和4年12月12日警察訓令第47号 令和4年12月22日警察訓令第52号
令和5年3月10日警察訓令第17号

岡山県警察職員健康管理規程を次のように定める。

岡山県警察職員健康管理規程

岡山県警察職員健康管理規程(昭和56年岡山県警察訓令第4号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 健康管理体制(第5条—第13条)
- 第3章 健康診断(第14条—第25条)
- 第4章 指導区分の指定、事後措置等(第26条—第30条)
- 第5章 長期療養者及び休職者の措置(第31条—第34条)
- 第6章 健康の保持増進(第35条—第38条)
- 第7章 雑則(第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、警察職員(以下「職員」という。)の健康管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 警察本部の課(所及び隊を含む。)、警察学校及び警察署をいう。

(2) 所属長 所属の長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の義務)

第4条 職員は、所属長その他健康管理に携わる者の執る健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

第2章 健康管理体制

(総括健康管理者)

第5条 警察本部(警察学校を含む。以下同じ)に総括健康管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括健康管理者は、法第10条第1項に規定する業務のうち、健康管理に関する業務を総括管理するものとする。

(健康管理主管者)

第6条 警察本部に健康管理主管者を置き、警務部厚生課長をもって充てる。

2 健康管理主管者は、総括健康管理者の行う業務を補佐するものとする。

(健康管理責任者)

第7条 所属に健康管理責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 健康管理責任者は、所属における次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施に関すること。
- (2) 健康に異常のある職員の把握、健康指導及び管理に関すること。
- (3) 健康の保持増進のための健康指導及び健康教育に関すること。
- (4) 勤務条件及び勤務環境の改善に関すること。
- (5) 衛生器具等の整備に関すること。
- (6) その他健康管理に関すること。

(健康管理主任者)

第8条 所属に健康管理主任者を置き、次長(副署長、副隊長及び副校長を含む。)をもって充てる。

2 健康管理主任者は、健康管理責任者の行う業務を補佐するものとする。

(衛生管理者及び衛生推進者)

第9条 別表第1に掲げる所属等と同表に定めるところにより、法第12条に規定する衛生管理者又は法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

2 衛生管理者は、規則第7条第1項第3号に規定する資格を有する者のうちから総括健康管理者が指定する。

3 衛生推進者は、規則第12条の3に規定する衛生に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから総括健康管理者が指定する。

4 健康管理責任者は、前項の規定による指定が行われたときは、人事委員会の定める様式により、健康管理主管者を經由して人事委員会へ報告するものとする。

5 衛生管理者又は衛生推進者は、法第12条第1項又は法第12条の2に規定する業務を行うときは、健康管理責任者、健康管理主任者及び健康管理医の指導助言を受け、特に次の各号に掲げる事項に重点を置くものとする。

- (1) 勤務条件、職場環境、施設等の衛生上の調査及び改善に関すること。
 - (2) 衛生器具等の点検及び整備に関すること。
 - (3) 健康教育、健康相談、健康づくり等に関すること。
 - (4) その他衛生に関すること。
- 6 衛生管理者及び衛生推進者は、毎週1回以上職場を巡視し、職場の環境が健康障害を起こすおそれがあると認めるときは、その防止に必要な措置を執るよう健康管理責任者に意見を述べることができる。

(専任衛生管理者)

第10条 警務部厚生課に専任衛生管理者を置く。

- 2 専任衛生管理者は、衛生管理者のうちから保健師の資格を有する者をもって充てる。
- 3 専任衛生管理者は、適宜所属を巡回し、職員に対する健康指導、健康教育及び健康相談を行い、職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(健康管理医)

第11条 別表第1に掲げる所属等に同表に定めるところにより、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、法第13条に規定する産業医とし、医師のうちから警察本部長(以下「本部長」という。)が任用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、健康管理医の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 総括健康管理者は、健康管理医から規則第14条の2第1項第3号に掲げる情報の提供を求められたときは、健康管理主管者又は警察署の健康管理責任者を通じて速やかに当該情報を提供しなければならない。
- 5 健康管理医による法第13条第5項の勧告は、警察本部の健康管理医にあつては健康管理主管者に、警察署の健康管理医にあつては当該警察署の健康管理責任者に行うものとする。この場合において、同項の勧告をしようとする健康管理医は、あらかじめ、当該勧告の内容について、警察本部の健康管理医にあつては健康管理主管者の意見を、警察署の健康管理医にあつては当該警察署の健康管理責任者の意見をそれぞれ求めるものとする。
- 6 法第13条第5項の勧告を受けた健康管理主管者及び警察署の健康管理責任者は、次に掲げる事項を記録し、これを保存しなければならない。

- (1) 当該勧告の内容
- (2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

7 法第13条第5項の勧告を受けた健康管理主管者及び警察署の健康管理責任者は、次に掲げる事項を遅滞なく衛生委員会に報告しなければならない。

- (1) 当該勧告の内容
- (2) 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

(健康管理委員会)

第12条 警察本部に健康管理委員会を置く。

- 2 健康管理委員会の委員長は、総括健康管理者をもって充てる。
- 3 健康管理委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 健康管理主管者

- (2) 専任衛生管理者
 - (3) 警察本部の健康管理医
 - (4) 専門的知識を有する者のうちから本部長が委嘱した者
 - (5) その他総括健康管理者が指名した者
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 本部長は、第3項第4号に掲げる委員を委嘱するとき又は任期満了前に解嘱するときは、委嘱(解嘱)書(様式第1号)を交付するものとする。
 - 6 健康管理委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。
 - (1) 健康に異常のある職員の症状の審査及び指導区分の判定に関すること。
 - (2) 職員の休職、休職の期間の更新及び復職に係る本部長への助言に関すること。
 - (3) その他職員の健康管理対策で専門的事項に関すること。
 - (4) 衛生委員会から付議された事項に関すること。
 - 7 健康管理委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議事を主宰するものとする。ただし、委員長に事故あるときは、健康管理主管者がその職務を代理するものとする。
 - 8 健康管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ健康管理委員会を開催することができないものとする。
 - 9 健康管理委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによるものとする。
 - 10 健康管理主管者は、健康管理委員会における審議事項で重要なものに係る記録を作成しなければならない。

(衛生委員会)

第13条 警察本部及び警察署に衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会の委員長は、警察本部にあつては健康管理主管者、警察署にあつては健康管理責任者をもって充てる。
- 3 衛生委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 警察本部にあつては各部主管課の健康管理主任者及び健康管理主管者が指名した衛生管理者又は衛生推進者、警察署にあつては健康管理主任者及び衛生管理者又は衛生推進者
 - (2) 健康管理医
 - (3) 前各号に掲げる者のほか警察本部にあつては健康管理主管者、警察署にあつては警部補以上の階級にある警察官又は同相当職以上の警察官以外の職員で適任と認められるものとして健康管理責任者が指名した者
- 4 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な措置を執るものとする。
 - (1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
 - (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - (4) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 5 健康管理責任者は、健康管理医が衛生委員会に出席することができないときは、専任

衛生管理者を通じてあらかじめ健康管理医の意見を聴取しておくものとする。

- 6 衛生委員会は、委員の過半数の出席がなければ衛生委員会を開催することができないものとする。
- 7 衛生委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによるものとする。
- 8 健康管理主管者及び警察署の健康管理責任者は、衛生委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、警察署の健康管理責任者は、その記録した内容を健康管理主管者に報告するものとする。
 - (1) 衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容
 - (2) 前号に掲げるもののほか、衛生委員会における議事で重要なもの
- 9 健康管理主管者及び警察署の健康管理責任者は、衛生委員会を毎月1回以上開催しなければならない。
- 10 健康管理医は、衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第3章 健康診断

(健康診断の種類)

第14条 健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 採用時健康診断
 - (2) 定期健康診断
 - (3) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断
 - (4) 高気圧業務従事者健康診断
 - (5) 深夜業務従事者健康診断
 - (6) 特殊業務従事者健康診断
 - (7) 臨時健康診断
- 2 前項の健康診断の検診区分、検査項目等の実施細目については、その都度健康管理主管者が定める。

(採用時健康診断)

第15条 健康管理主管者は、新たに職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ医療機関を指定して、規則第43条に規定する健康診断を行わなければならない。ただし、国又は地方公共団体の職員として勤務している者及び国又は地方公共団体の行った採用試験の合格者を採用する場合は、これを省略することができる。

- 2 健康管理主管者は、新たに給食関係の業務に従事する職員として採用しようとする者に対し、前項に定める健康診断のほか、規則第47条に規定する健康診断を行わなければならない。

(定期健康診断)

第16条 健康管理主管者は、職員(第31条第2項の長期療養者並びに第32条の規定による休職、育児休業及び自己啓発等休業中の者を除く。)に対し、規則第44条第1項に規定する健康診断(健康管理主管者が別に定める職員に対しては、人間ドック)を行わなければならない。ただし、前条に規定する採用時健康診断を受けた者その他健康管理医が必要でないと認めた者については、その全部又は一部を省略することができる。

2 健康管理主管者は、給食関係の業務に従事する者に対し、前項の定期健康診断のほか、毎月1回検便を行わなければならない。

(有機溶剤取扱業務従事者健康診断)

第17条 健康管理主管者は、有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員に対し、6月以内ごとに1回、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第29条に規定する健康診断を行わなければならない。

(高気圧業務従事者健康診断)

第18条 健康管理主管者は、潜水業務に従事し、又は従事しようとする職員に対し、6月以内ごとに1回、高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号)第38条に規定する健康診断を行わなければならない。

(深夜業務従事者健康診断)

第19条 健康管理主管者は、法第66条の2に規定する深夜業に従事し、又は従事しようとする職員に対し、6月以内ごとに1回、規則第44条第1項各号に掲げる項目について健康診断を行わなければならない。この場合において、規則第44条第4項の項目については、1年以内に1回、定期に行えば足りるものとする。

(特殊業務従事者健康診断等)

第20条 健康管理主管者は、特殊業務に従事し、又は従事しようとする職員に対し、次に掲げる健康診断等を行わなければならない。

- (1) レンジャー訓練員健康診断
- (2) 情報機器作業従事者健康診断
- (3) 機動隊新入隊員健康診断
- (4) B型肝炎ワクチン接種抗体確認検査
- (5) 鉛業務従事者健康診断
- (6) レーザー業務従事者健康診断
- (7) 潜水技術訓練員健康診断

2 前項に掲げる健康診断等のうち、鉛業務従事者に対するものは年2回、他の特殊業務従事者に対するものは年1回、業務上必要と認める項目について健康診断を行わなければならない。

(臨時健康診断)

第21条 健康管理主管者又は健康管理責任者は、次の各号のいずれかに該当し、臨時健康診断を行う必要があると認めるときは、その状況を総括健康管理者に報告するとともに、その指示を受け、全部又は一部の職員に対し、必要な健康診断を行わなければならない。

- (1) 伝染病が流行するおそれがあるとき。
- (2) 健康に異常のある者が続発したとき。
- (3) その他臨時健康診断を行う必要があると認めるとき。

(健康診断の周知)

第22条 健康管理主管者は、健康診断を行う場合は、健康管理責任者に健康診断を行う旨を通知するものとする。

2 健康管理責任者は、前項の通知を受けたときは、職員に周知するとともに、職員が定められた期日に受けることができるよう配慮しなければならない。

(受診の義務)

第23条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができない者は、その事由の消滅後速やかに当該健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、健康管理主管者が適当と認めたときは、当該健康診断の全部又は一部の受診を免除することができる。この場合において、職員は当該健康診断に相当する他の医師の行う健康診断を受け、その結果を未受診項目受診報告書(様式第2号)により健康管理主管者に提出しなければならない。

(健康診断の結果通知等)

第24条 健康管理主管者は、健康診断の結果を健康管理責任者及び当該健康診断を受けた職員に通知しなければならない。

2 健康管理責任者は、健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持増進するための必要な措置について、健康管理医及び専任衛生管理者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見聴取を行った健康管理責任者は、同項の必要な措置として講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(同項の必要な措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を遅滞なく健康管理医に提供しなければならない。

4 前2項の場合において、警察本部の健康管理責任者は、健康管理主管者を通じて、意見を聴き、及び情報を提供するものとする。

5 健康管理責任者は、健康診断の結果に基づき職員の健康を保持増進するための必要な措置について、第2項の規定による意見聴取の内容を踏まえ、健康指導を行わなければならない。

6 健康診断の結果を通知された職員は、健康診断の結果及び前項による健康指導に基づき健康の保持増進に努めなければならない。

(精密検査等)

第25条 健康診断の結果、精密検査、要再検査又は要医療の指示を受けた職員は、速やかに医療機関において必要な検査又は医療を受けなければならない。

2 健康管理責任者は、前項の職員に対して、速やかに前項の検査又は医療を受けるよう指示し、受診の有無の把握及び適切な指導に努めなければならない。

3 第1項の検査又は治療を受けた職員は、その結果を受診結果報告書(様式第3号)により健康管理主管者に提出しなければならない。

第4章 指導区分の指定、事後措置等

(指導区分の指定)

第26条 総括健康管理者は、健康診断の結果異常がある職員及び休職して療養する必要がある職員については、健康管理委員会又は警察本部の健康管理医の意見を聴いた上、別表第2に掲げる指導区分(以下「指導区分」という。)を指定するものとする。

2 職員は、健康診断による場合及び休職して療養する必要がある場合を除き、自己に指導区分の指定を必要とする傷病があることを知ったときは、主治医の診断書を添えて健康管理責任者に届け出なければならない。

3 健康管理責任者は、前項の届出を受理したときは、速やかに指導区分(指定変更)内申書(様式第4号)に主治医の診断書を添えて総括健康管理者に報告しなければならない。

4 総括健康管理者は、指導区分(指定変更)内申書を受理したときは、その内容を審査し、必要により健康管理委員会又は警察本部の健康管理医の意見を聴いた上、当該職員の指導区分を指定するものとする。

5 総括健康管理者は、第1項又は前項の規定により指導区分を指定したときは、指導区分指定通知書(様式第5号)により健康管理責任者に通知しなければならない。

(指導区分の変更)

第27条 指導区分の指定を受けた職員は、傷病が回復し、又は悪化したことにより、指導区分の変更を受けようとするときは、主治医の診断書を添えて健康管理責任者に届け出なければならない。

2 健康管理責任者は、前項の届出を受理したときは、速やかに指導区分(指定変更)内申書に主治医の診断書を添えて総括健康管理者に報告しなければならない。

3 前条第4項及び第5項の規定は、総括健康管理者が前項の指導区分(指定変更)内申書を受理したときに準用する。

(療養報告等)

第28条 指導区分のうち、B1の指導区分の指定を受けて勤務する職員は、毎年5月及び11月に、B1指定者現況届(様式第6号)に主治医の診断書を添えて健康管理責任者に提出しなければならない。ただし、報告月において指導区分の指定を受けてから3月を経過していない場合はこの限りでない。

2 健康管理責任者は、B1指定者現況届を受理したときは、その者の健康状況について意見を付して総括健康管理者に報告するものとする。

(事後措置等)

第29条 健康管理責任者は、指導区分の指定又は変更の通知を受理したときは、速やかに当該職員に通知するとともに、指導区分指定通知書に従い、適切な事後措置を執らなければならない。

2 前項の通知を受理した職員は、主治医、警察本部の健康管理医、健康管理責任者及び専任衛生管理者の措置に従い、健康の回復に努めなければならない。

(健康管理個人票)

第30条 健康管理責任者は、総括健康管理者が別に定めるところにより、職員の健康管理個人票を適正に管理しなければならない。

第5章 長期療養者及び退職者の措置

(長期療養)

第31条 健康管理責任者は、傷病により休暇の承認を願い出た職員が同一傷病により引き続き当該休暇と週休日(勤務を割り振らない日をいい、勤務制が通常勤務の職員については岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日を含む。以下同じ。)を合わせて7日以上療養を必要とする場合は、直ちに長期療養・更新・出勤報告書(様式第7号)により総括健康管理者に報告しなければならない。ただし、休暇を受けようとする期間が、週休日を除き、引き続き6日を超える場合(公務災害による場合を除く。)は、当該報告書に主治医の診断書、退院証明書、保険請求に係る警察共済組合制度保険専用診断書、診断書に記載されている内容が全て網羅された病院が証明した書類その他の休暇を必要とする理由を証明する書類又はその写し

(以下「主治医の診断書等」という。)を添付しなければならない。

- 2 健康管理責任者は、前項の規定により報告をした職員(以下「長期療養者」という。)に対し、傷病による休暇の期間内において休暇の更新を行ったときは、直ちに長期療養・更新・出勤報告書により総括健康管理者に報告しなければならない。この場合において、主治医の診断書等の提出は要しないものとする。
- 3 長期療養者は、傷病が治癒又は軽快し勤務しようとするときは、あらかじめ健康管理責任者に主治医の診断書等を提出して承認を受けなければならない。
- 4 健康管理責任者は、前項の規定により勤務を承認したときは、直ちに長期療養・更新・出勤報告書に前項の主治医の診断書等を添えて総括健康管理者に報告しなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、療養期間が7日以上で、かつ14日以内には出勤することができると思われる場合は、長期療養・更新・出勤報告書の提出は、出勤時のみで足りるものとする。

(休職)

- 第32条 健康管理責任者は、長期療養者が病気休暇の期間満了後、引き続き休職して療養する必要があると認めたときは、病気休暇の期間が満了する日の10日前までに岡山県警察職員分限取扱規程(平成15年岡山県警察訓令第23号。以下「分限取扱規程」という。)第3条の規定により、警務部警務課長を経由して本部長に分限手続を申し立てなければならない。休職している長期療養者の休職の期間を更新しようとするときも、同様とする。
- 2 本部長は、前項の休職及び休職の期間の更新の申立てを受けた場合において、必要があると認めたときは、健康管理委員会又は警察本部の健康管理医に助言を求めることができる。

(復職)

- 第33条 健康管理責任者は、休職している長期療養者が主治医から休職して療養する必要がないと診断されたときは、分限取扱規程第19条第1項の規定により、速やかに本部長に復職の申立てをしなければならない。
- 2 本部長は、前項の規定による申立てを受けた場合において、必要があると認めたときは、健康管理委員会又は警察本部の健康管理医に助言を求めるものとする。

(長期療養者等の遵守事項)

- 第34条 長期療養者等は、主治医、警察本部の健康管理医、健康管理責任者及び専任衛生管理者の指導に従い、療養に専念しなければならない。ただし、心身の疾病により休職療養中の職員のうち、復職を前提とした職場復帰訓練を希望する場合は、主治医、警察本部の健康管理医、健康管理責任者及び専任衛生管理者の指導に従い訓練を受けることができるものとする。

第6章 健康の保持増進

(心の健康づくり)

- 第35条 総括健康管理者は、職員の心の健康の保持増進を図り、活力ある職場づくりを推進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレス診断」という。)の実施

- (2) ストレス診断を実施した者に対する結果の通知
 - (3) ストレス診断を実施した者のうち健康管理医による面接指導を希望した職員に対する面接指導の実施
 - (4) 面接指導の結果の記録
- 2 総括健康管理者は、前項の規定による面接指導の実施結果に基づき、健康管理医の意見を聴くとともに、その意見を勘案し、必要に応じて面接指導を受けた者に対する就業上の措置を講じなければならない。
- 3 前項の規定による意見聴取を行った総括健康管理者は、同項の規定により講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(同項の措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を遅滞なく健康管理医に提供しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、心の健康づくりに関する事項は別に定める。

(健康教育等)

第36条 健康管理主管者及び健康管理責任者は、講習会の開催、文書の配布その他の方法により職員に対し、健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

(勤務環境の維持改善)

第37条 健康管理責任者は、随時庁舎及び附属施設の清掃、換気、採光、保温、防湿等の状況を点検し、良好な職場環境の維持に努めなければならない。

2 健康管理責任者は、勤務の過重によって生ずる職員の健康障害を予防するため、常に職員の業務量、勤務実態、健康状態等を把握し、勤務上適切な配慮をしなければならない。

(健康の保持増進等のための措置)

第38条 健康管理主管者及び健康管理責任者は、職員の健康の保持増進及び士気の高揚を図るため、積極的に体育及びレクリエーション活動その他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7章 雑則

(文書の保存期間)

第39条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
未受診項目受診報告書	厚生課	1年
受診結果報告書	厚生課	1年
指導区分(指定変更)内申書の正本	厚生課	1年
指導区分(指定変更)内申書の副本	関係所属	1年
B1指定者現況届の正本	厚生課	3年
B1指定者現況届の副本	関係所属	1年
長期療養・更新・出勤報告書の正本	厚生課	3年
長期療養・更新・出勤報告書の副本	関係所属	1年

附 則

- 1 この訓令は、平成12年5月17日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の岡山県警察職員健康管理規程の規定に基づき指導区分の指定を受けている職員については、改正後の岡山県警察職員健康管理規程に基づ

く指導区分の指定を受けたものとみなす。

附 則(平成13年11月22日警察訓令第35号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月19日警察訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成15年2月28日警察訓令第9号)

この訓令は、平成15年3月10日から施行する。

附 則(平成16年1月23日警察訓令第2号)抄
(施行期日)

この訓令は、平成16年1月23日から施行する。

附 則(平成16年7月27日警察訓令第21号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年1月11日警察訓令第2号)

この訓令中第1条から第11条までの改正規定は平成17年3月7日から、第12条から第22条までの改正規定は同年3月22日から、第23条から第33条までの改正規定は同年3月31日から施行する。

附 則(平成17年12月20日警察訓令第29号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日警察訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成19年3月28日警察訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日警察訓令第9号)

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日〔平成20年4月1日〕から施行する。

附 則(平成21年1月5日警察訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月18日警察訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成23年3月4日警察訓令第4号)

この訓令は、平成23年3月9日から施行する。

附 則(平成27年11月26日警察訓令第8号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成31年4月22日警察訓令第11号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年11月30日警察訓令第28号)
この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日警察訓令第5号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月28日警察訓令第20号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月12日警察訓令第47号)
この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月22日警察訓令第52号)
この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日警察訓令第17号)
この訓令は、令和5年3月16日から施行する。

別表第1(第9条、第11条関係)

衛生管理者、衛生推進者及び健康管理医配置表

所属等	衛生 管理 者	衛生 推進 者	健康 管理 医	備考
警察本部	9人	4人	3人	衛生管理者は、警察本部庁舎に3人、留置管理課、鑑識科学センター、運転免許センター、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校にそれぞれ1人を置く。 衛生推進者は、機動警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊及び警衛対策課にそれぞれ1人を置く。
岡山中央・岡山西・岡山南・倉敷警察署	各 2 人		各 1 人	
岡山東・赤磐・備前・玉野・児島・水島・玉島・笠岡・井原・総社・高	各 1		各 1	

梁・新見・真庭・津山・美作警察署	人		人
岡山北・瀬戸内・美咲警察署		各 1 人	各 1 人

別表第2(第26条関係)

健康管理指導区分基準表

指導区分	判定基準	指導指標
勤務	A(要休業)	勤務を休む必要のあるもの 休暇、休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B(要制限)	勤務に制限を加える必要のあるもの 勤務場所又は勤務の変更、休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ深夜勤務、時間外勤務、宿直勤務又は日直勤務をさせないこと。 術科訓練は準備運動程度にとどめること。 5月及び11月に主治医の診察等を受けさせ、B1指定者現況届を提出させること。
	C(要注意)	勤務をほぼ通常に行っているもの 宿直勤務、日直勤務、深夜勤務、継続的な時間外勤務等過激な勤務は極力避けること。 術科訓練は過激にならないようにすること。
	D(普通)	通常の勤務でよいもの
医療	1(要治療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの 必要な治療を確実に受けるよう指導すること。
	2(要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの 医師の指示する検査を確実に受けるよう指導すること。
	3(必要なし)	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの